

令和7年度エシカル消費普及啓発事業実施業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和7年度エシカル消費普及啓発事業実施業務の委託について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、次の各号に掲げる事業（以下「委託事業」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 委託事業名

令和7年度エシカル消費普及啓発事業実施業務

(2) 委託事業の内容

別添「令和7年度エシカル消費普及啓発実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月6日（金）まで

（業務の実施）

第2条 乙は、委託事業を実施するに当たっては、別添の仕様書に基づいて行わなければならない。なお、仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託料）

第3条 委託事業に要する費用（以下「委託料」という。）として、金円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）を超えない範囲内で経費を乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第4条 甲は、委託事業が終了した後に、第8条の規定による適合の通知をした後、乙からの適正な請求書を受理した日から30日以内に同項の規定により確定した委託料を支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、概算払をすることができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

（委託料の範囲）

第5条 委託料には、人件費、ウェブサイト制作費、事務費その他の委託事業に要する費用を含むものとする。

2 乙は、いかなる事由があっても、甲に対し委託料以外の費用を請求しないものとする。

（再委託の制限）

第6条 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者（事業計画に記載の事業者を除く。）に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（実績報告）

第7条 乙は、委託事業が終了したときは、直ちに委託業務完了報告書（様式第2号）を甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第2項の規定により概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

(委託料の額の確定)

第8条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務完了報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条に規定する委託料の確定額を超えたときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託事業の中止等)

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、この契約の解除、又は一部の変更をするものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第7条から前条までの規定に準じて精算するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、その都度甲乙協議するものとする。

(委託事業の変更)

第11条 乙は、前条に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託事業の内容の変更をしようとするときは、その旨を文書により甲に申し出てその承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第12条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は乙から契約金額又は未履行部分に相当する金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収することができる。

(物品の管理)

第13条 乙は、委託料により購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 委託事業終了後、前項に規定する物品のうち、返還を要する物品を甲が指定したときは、乙は、甲の指示により当該物品を返還するものとする。

(帳簿等)

第14条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(実地調査等)

第15条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託事務の状況について実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲からの委託事業の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(改善の指示等)

第16条 甲は、委託事業の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(損害賠償)

第 17 条 乙が委託事業を遂行するに当たり、故意又は善良なる管理者の注意を怠ったことにより事故が発生したときは、乙において損害賠償の責めを負うものとする。

(秘密の保持)

第 18 条 乙は、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、委託事業を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項及び第 67 条の規定の順守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(契約違反による解除)

第 20 条 甲は、乙がこの契約に違反したとき又は茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであることが判明したときは、何ら勧告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定による契約の解除があったときは、第 12 条第 2 項の規定を準用する。

(著作権)

第 21 条 乙がこの委託事業により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

(協議)

第 22 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 水戸市笠原町 978 番 6
茨城県知事 大井川 和彦

乙

別記

特記事項

1 受託者の責務

委託事業を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うよう努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事業を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記載された媒体の保管

個人情報が記載された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る業務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提出の禁止

委託事業を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送信若しくは持ち出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

様式第1号（第4条関係）

概算払請求書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

(受託者)

主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

令和7年度エシカル消費普及啓発事業実施業務に係る概算払の請求について

のことについて、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 円也

(請求額算定表)

区分	金額
契約額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残額	円

2 受領方法

口座振替払

振込先金融機関						
振替 口座	預金種別	普通	・	当座	・	その他
	口座番号					
	フリガナ					
	口座名義					

3 概算払を必要とする理由

様式第2号（第7条関係）

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

受託者 住 所
名 称
代表者氏名

委託業務完了報告書

下記のとおり、業務が完了しましたので報告します。

記

1 業 務 名

2 契約年月日 年 月 日

3 履 行 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

4 委託業務料

区分	金額
契約額 a	円
概算払受領済額 b	円
年間所要額 c	円
過不足額 c - b	円

5 完了年月日 年 月 日

6 成 果 品

様式第2号（第7条関係）付表

事業内容（実績）

事業内容	経費（円）	備考
合計		